

幼児教育・保育の無償化について

幼児教育・保育無償化の概要

○対象者・利用料

下表の要件を満たして、「**保育の必要性の認定**」を受けた次の子どもが対象

- ・ **3歳以上**の子ども：利用料が月額**37,000円**まで**無償化**
- ・ **市民税非課税世帯の3歳未満**の子ども：利用料が月額**42,000円**まで**無償化**

※保育園や認定こども園等を利用できていない方が対象です。

○対象事業

- ・ **認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業が対象**

※上限額の範囲内において複数サービスの利用が可能です。

※無償化の対象となる認可外保育施設は、県に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要（5年間の猶予期間あり）

○認定申請

「**保育の必要性の認定**」を受けるには、園を経由して**市への申請が必要**です。

申請書は、利用開始日までに利用する園に提出してください。複数サービスの利用を予定している場合、利用するいずれかの園に提出してください。

※「保育の必要性」がない場合は、認定できませんので申請自体不要です。なお、この認定は利用自体を制限するものではありませんので、有償で利用することは可能です。

【**保育の必要性の認定要件**】 ※父母（保護者）について確認します。

要件	内容
1 就労	家庭内外で月48時間以上、就労している
2 妊娠・出産	妊娠中、出産後である
3 疾病・障がい	病気や負傷、心身障がいがある
4 介護・看護	月48時間以上の介護・看護をしている
5 災害復旧	火災、風水害、地震等の復旧にあたっている
6 求職活動	日中、求職活動中である
7 就学・職業訓練	月48時間以上、就学・職業訓練をしている
8 虐待・DV	虐待やDVのおそれがある
9 育休継続	育休取得時からの継続利用である
10 その他	上記以外で市が認める場合



保育に係る費用の全てが無償となるわけではありません

認定を受けても、実費負担となる費用があります。

実費負担の内容は園によって異なりますので、詳しくは園にお問い合わせください。